

第 102 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 9 月 2 日（水）10 時 00 分～12 時 20 分
2. 場 所 神戸国際会館 9 階 901・902 号室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、上月陽子、柴田真里、玉置久、中川丈久、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
  - (2) 実施機関の職員  
市長室広報戦略部広報課担当課長  
企画調整局企画課担当係長  
企画調整局企画課担当課長  
企画調整局情報化戦略部担当課長  
健康局生活衛生課長  
こども家庭局家庭支援課担当課長  
こども家庭局幼保事業課長  
建設局下水道部計画課担当課長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長 ほか
  - (3) 事務局の職員  
市長室担当部長、情報化戦略部担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①自治会情報管理システムの構築について
    - ②空家空地情報の GIS（地理情報システム）化について
    - ③特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について
    - ④神戸市マイナンバーカード予約・交付システムの構築について
    - ⑤食品衛生申請等システムの導入について
    - ⑥神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
    - ⑦子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について
    - ⑧保育所等の入所申込手続き相談におけるスマートフォン等を活用した映像通話システムの導入について
    - ⑨電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について
    - ⑩神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳システムの導入について
  - (2) その他
    - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
    - ②処理システムへの情報項目の追加について（報告）

## 5. 議事要旨

### (1) 審 議

#### ①自治会情報管理システムの構築について

市長室広報戦略部広報課から、自治会情報管理システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 従来のやり方と今回のやり方のところで、少しお伺いしたいのですが、従来も今後も自治会役員等からの変更届は紙で来るということですか。
- 広 報 課 そうです。
- 委 員 いままでのやり方として、紙で来たものをコピーして、庁内メールで送付して、というのは、届出があった紙をデータ化して、添付ファイルを付けて送っていたのでしょうか。それとも受け付けたところが、エクセルか何かにして送っていたのでしょうか。
- 広 報 課 受けをしたところが、紙でコピーしまして、庁内メール便という封筒に入れます。残りの 2 課、例えば、区役所で受けた場合には広報課とつなぐラボの 2 課に対して、コピーを送付しています。それぞれの部署で、各自データベースに入力をしています。
- 委 員 分かりました。今後は、受けたところが直接打ち込むことによって、全員がそれを見られるようにしようと。基本的には賛成はしているのですが、打ち込み作業には必ずミスがつきもので、元が違ってしまうと全部間違えるという問題が発生する気がするんですけども、それに対しては、何か手立てというか、対策をとっておられるのでしょうか。
- 広 報 課 読み合わせ等の確認を行おうと考えています。ベーシックなことにはなりますけれども、二重チェックを行っていくということがまず第一です。
- 委 員 今後は、元のデータ、根っこが間違ってしまうと、全部に間違った情報が伝わってしまうことになるので、ベーシックなことで恐縮ではあるのですが、そのあたり、十分留意していただければと思います。
- 広 報 課 分かりました。

- 委員 員 どころが最初に自治会情報をとるかという質問なんですが、各区のまちづくり課というのは区役所ということだと思うんですけど、広報課とかつなぐラボに直接届出がされることはあるのでしょうか。
- 広報課 例えば、私どもはポスターの配布を年 2 回行っておりますが、そのポスターを配布した先の自治会の会長さんが変わっていることが多分にございまして、会長さんから直接私どもの方にご連絡を頂くことは結構あります。その時に届出を出していただくようお願いするケースはあります。
- 委員 員 たまたま向こうから提出があったということでしょうか。
- 広報課 はい。
- 委員 員 自治会の役員に届けてください、ということは、お願いしているということですね。
- 広報課 はい。
- 委員 員 それは、どこに届け出るようお願いしているのでしょうか。
- 広報課 私共は、ポスターを毎月送付させていただいているんですけども、毎年、年度が替わるタイミングで、ポスターと同時に変更届を出してくださいというお願い文を、一緒に送らせていただいています。それを広報課に返していただく。ポスター担当者と会長さんが違う自治会がありますので、ポスター担当者からこちらに届いた、あるいは広報担当者に対して、つなぐラボが送ったものに対して届いた、などいくつかのルートで届くことがございます。
- 委員 員 そうすると、たまたま来た訳ではなくて、広報課はポスターを送付する関係上、変更があった場合は届出を出してくださいということが 1 点、他の区役所で自治会へゴミ出しルールを伝えないといけないから、それはそれで受付けていたと。違う目的で同じ情報を取ってきたという、そういうことでしょうか。
- 広報課 そうです。会長さんが全部やっているところもあれば、まれにポスター担当が違いますよ、掲示板担当がいますよ、というところもありますので、大方は同じ情報を頂いているのですが、自治会の体制によって、違う情報を持っているところもあります。

- 委員 そうすると、細かいことをいうと、それぞれ目的が違うと。目的外提供をしているということを一応気にしないといけないかもしれないんですけども、そのあたり、大丈夫なんでしょうか。
- 事務局 そのあたりにつきましては、今はつなぐラボという部署ですが、元々、市民参画推進局の市民協働推進課が携わっていたのですが、その部署が、目的外利用の類型の共同事務にあたるという考えで整理をしています。
- 委員 分かりました。
- 委員 7ページの図なんですけど、ASPの中にデータベースサーバがあって、なおかつ、ファイヤーウォールの外側にもデータベースサーバがあるんですけど、通常、データベースサーバは1か所に、ASPの中にあつたらいいのかなと思うのですが、2ついるのでしょうか。
- 広報課 これは、キントーンというサービスからLGWAN側に無害化処理を行うためだけのサーバとしてLGWAN-ASPを提供しているシステムとなっていて、それを絵に表現しています。
- 委員 分かりました。
- 委員 この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。自治会情報管理システムの構築についてですが、自治会情報管理システムを構築し、自治会からの届出等に記載されている役員の氏名、住所等の情報を一元管理し、関係部署間で共有することは、迅速で正確な情報共有が可能となり、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

## ②空家空地情報のGIS（地理情報システム）化について

企画調整局企画課から、空家空地情報のGIS（地理情報システム）化について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 6ページの図をみると、行政データが2種類あって、企画課のGISサーバにデータが行くということは理解できるのですが、関係所属の17課が何をしているのかが分からないんですけども。ここにも個人情報を含めたデ

ータが行くというのでしょうか。それが、また GIS のサーバに戻るのでしょうか。なぜそのようなことをするのでしょうか。

○企 画 課 GIS 化した地図情報を基に、例えば、GIS 上に点を落とすと、そこにデータがぶら下がっていくんですけども。そこに保存しきれないような、例えば調査情報であったり、そういったものは関連付けて全庁ファイルサーバに保存していくことを考えています。

○委 員 その判断をするのは、企画課の事務処理用 PC のところで、こちらは GIS サーバのデータで、こちらは全庁ファイルサーバのデータです、ということ人を判断して、データを分割するのでしょうか。

○企 画 課 主に GIS サーバに乗せるものを今回諮問しています。

○委 員 それでは、17 課のところは、今回の諮問の範囲ではないと。

○企 画 課 それも諮問の範囲です。GIS は 17 課に絞って、閲覧することができるようにするというんですけども、プロジェクトフォルダについても、17 課で共有できるようにしていく。GIS に載せきれない関連情報は、そちらで管理することになります。

○委 員 最後の⑤と⑥のところは、GIS のデータと、それに付随する全庁ファイルサーバに保存したデータを突合するような感じになっていると理解したら良いのでしょうか。

○企 画 課 はい。

○委 員 そうすると、全庁ファイルサーバにも個人情報、GIS のデータも個人情報がどうかかわからないんですけども、どちらかというところらに個人情報が入るということでしょうか。

○企 画 課 水道閉栓情報が個人情報かと思います。それに今回は、固定資産税の家屋情報等を紐付けて、少し、幅広の個人情報にしていくと。

○委 員 それは、どこにあるんですか。

○企 画 課 それは、GIS 専用サーバにも載せますし、もとのデータベースについては、全庁ファイルサーバにも管理していこうと思っています。

- 委員 要するに二元管理になるのでしょうか。
- 企画課 はい。
- 委員 個人情報がか所にありますよと。
- 企画課 はい。
- 委員 それがセキュアなのかどうか分からないんですけども。
- 企画課 全庁ファイルサーバについては、閲覧するメンバーを特定した範囲内で運用させていただければと。
- 委員 同じことかもしれませんが、この案件は電子計算機処理の制限ということで、そもそも GIS システムというものを、どの部分だとお考えなのでしょうか。例えば、システム上の保護で、他システムからのデータの移行、と言ったときに、他ではない自システムというのはどこの部分を示しているのでしょうか。6 ページを見ると、GIS 専用サーバのことだけなのかなと、システムへのアクセスは。ということは、システムの外ということですよ。そうすれば、事務処理用 PC とは、システムの外かなと思うと。ここでいうシステムは GIS 専用サーバだけなのかなと。
- 企画課 はい。
- 委員 そうすると、そのシステムのセキュリティのようには書かれていませんよね。要するにスタンドアロンなのか、何で繋がっているのか、どこに置かれているのか。
- 企画課 GIS は事務処理用 PC で閲覧できます。
- 委員 閲覧できるのではなくて、システムがどういう形になっているか、という話なんですけれども。
- 企画課 そういう意味で言うと、今回 GIS を諮問しておりまして、それに関連付けて、類型答申で認められる範囲で全庁ファイルサーバと紐づけて、連携を取りながら、管理をしていくということになります。
- 委員 使い方はいいんですけども。もっと聞くと、この GIS 専用サーバはネットワークには繋がっていない。

- 企 画 課 ネットワークに繋がっています。
- 委 員 そのあたりのセキュリティの話は記載しておかなくていいのでしょうか。よくあるパターンですよ。一つは個人情報の扱いの話だし、一つは電子計算機の場合は、他から簡単に盗めませんよという話なんですけれども。事務処理用 PC からアクセスできるというときに、パスワード等で保護している。あるいは認められた人しかアクセスできないということは分かるんですけども、ネットワークを通じてやり取りする場合は、通常ファイヤーウォールを入れているとか入っていないとか、これが、全庁ファイルサーバとか仮想化サーバの中に置かれているのであれば、そちらにセキュリティを任せているのでしょうかけれども、自身の課で持たれているということは、それなりのセキュリティを自分達でされる訳ですよ。その部分が明確でない。今日の諮問がそこまで含むのかどうか分かりませんが、システムという言葉がいろいろと使われているんですけども、よく分からない。システムというのは、何かの集まりですよ。それがどこまでを言っているのかが、分からないので、そこは、はっきりとした方が良いのではないかと思いますけれども。
- 企 画 課 GIS のセキュリティについても。
- 委 員 ここに書かれている情報が、例えばさっきの話ですと、水道閉栓情報とか、固定資産の情報とか、そこには個人情報が入るんですよ。何らかの形で加工されるかもしれませんが。それが最大限の努力をしているんですよ。ここにはないとだめなんですよ。
- 企 画 課 書ききれていないので、GIS 専用サーバで言うと、セキュリティポリシー等で、個人情報を乗せるためには、満たさないといけないサーバの要件がありまして、それは確実に満たしています。
- 委 員 分かりました。それが分かればいいんです。
- 委 員 今の質問は図で分かるようにしてください。
- 企 画 課 分かりました。
- 委 員 それともう一つは、説明のところにも明示しておいた方がよいと思います。これだけやっていますということ。

- 企 画 課 分かりました。
- 委 員 GIS で分かることと言うのは、空家の所在や築年数等を効率的に把握、と書いてあるんですけども、空家かどうかというのは、閉栓しているかどうかだけからみるということでしょうか。
- 企 画 課 厳密には現地調査等をやっていないといけないんですけども、概ね、どのあたりにどのくらいの築年月でどれくらい住んでいない物件があるかということが分かるので、一旦 10 万件を超えるデータを統計分析できるようになります。また、GIS に落とすことで、例えば、ハザードマップと重ねたり、いろいろな分析ができるようになるので、いろいろな施策への検討というのが、可能になります。
- 委 員 何か今一つ目的が分からない。空家という割には大したことが分からない。築年数とはいつ造られたかということですよ。
- 企 画 課 はい。どれくらい古いのか。どれくらい住んでいないのか。それがどのあたりに固まっているのか。そういったことを可視化していきます。
- 委 員 普通に使われていてもおかしくない年数、例えば、20 年や 30 年でも空家ということはある訳ですよ。それは分からないということでしょうか。築 30 年ということが分かっている、閉栓されていれば使われていない。水道料金が 0 ということまでは分からないということですよ。
- 企 画 課 閉栓していたら 0 になります。
- 委 員 開けているけれども、使っていない。普通なら、これだけ使っているはずなのに、たったこれだけの水道料金ですか、これは空家じゃないの、というところまでは分からない。
- 企 画 課 そうですね。
- 委 員 そこまでやらなかったのは、法律でそこまではだめということでしょうか。
- 企 画 課 今は、水道使用状況だけなんですけれども、一旦、空家になるところは閉栓するというのを前提に今回、考えています。
- 委 員 それは、本当なんですか。そんなにきれいに分かれているものなんですか。



- 委員 閉栓していれば、確かに空家だろうということは言える、とは思いますがけれども、閉栓していないから、そこに人が住んでいるとは言えない、とは思いますがね。
- 委員 そこは、把握しなくていいのでしょうか。
- 企画課 例外はもちろんあるので、現地調査等を行っていくしかないのかなと。
- 委員 それは、例外だと。経験則から言って。普通は閉栓するものだと。
- 企画課 そうですね。そこからあたりをつけて当たっていくと。
- 委員 まずはそこを捕まえようと。
- 企画課 主要なものから、現状を把握して、対策を考えていくということを、まずは、やっていきたいと思っています。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。空家空地情報の GIS 化についてですが、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対策を講じるため、水道利用者情報や固定資産税課税台帳に記載されている家屋情報等を GIS（地理情報システム）を用いて、情報を合わせることにより、空家の所在や築年数等を効率的に把握することは、関係部署間の情報共有により効率的かつ効果的な空家対策の実施が期待され、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

### ③特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について

企画調整局企画課から、特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 国勢調査の調査対象は、原則として、何をもって捕捉しているのでしょうか。
- 企画課 神戸市の場合は、約 6,400 人の調査員がおりますが、調査員が現地を直接

回りまして、ゼンリンの地図がベースとなった、調査区要図というものを見て、現地で世帯番号を振っていきます。そこに調査票を配っていきまして、配ったところが基本的に神戸市内に住まわれている方、すなわち調査対象世帯ということになります。

○委員 それは、住民登録とは関係ない。実際にそこにいるかどうかの問題になる訳ですよ。

○企画課 はい。細かく言いますと、3か月以上住まわれている方、もしくは3か月以上住む予定である方です。ですので、たまたま、住んでいる方は対象外です。

○委員 例えば、東京都に住民登録があるけれども、1年間神戸市に住んでいるという場合は、対象になる。

○企画課 その通りです。

○委員 前回の水道使用者情報、前回の内容に加えて、定額給付金のこの情報を加えると、精度が上がる理由についてもう一度、教えていただけないでしょうか。

○企画課 はい。調査票を配布しましても、全世帯から調査票の回答が得られる訳ではなく、一定数回答が得られないケースがあります。その場合には、調査員等が、現地で、近隣の方から聞き取り等を行って、聞き取りの調査票を作成することになりますが、その時に、この世帯は4人家族ですというようなことが聞ければいいんですけども、なかなかそこまで聞けないという実態がありまして、そこを行政情報で捕捉していこうということで、より居住実態に近い調査結果を作成したいと考えておりまして、これまで水道の開栓情報などを使った、居住実態の確認などを利用してまいりましたが、さらにその情報が増えることで精度が向上できると考えております。

○委員 例えば、給付金というのは、先ほどの東京と神戸の事例で言うと、申請は東京にするんですよ。それで、神戸には来ないですよ。そうすると、今回、得ようとするのは、神戸に住民登録がある人で。

○企画課 基準日に神戸に住民登録があった方に、給付金の申請書が送付されておまして、送付に関しては、それを受けて、実際に申請をされた方、あるいは、書類は届いたけれども申請されなかった方、また、書類自身が返戻されてきた方等ありますけれども、例えば、返戻されてきた方については、そこに居

住されていない方というデータとして利用できますし、あるいは書類は返ってきたけれども、その世帯の方から連絡を頂いて、実はよそに住んでいると、というような情報も一部ございますので、そのような情報も今回、活用できるのではないかと考えております。

- 委員 分かりました。
- 委員 国民として、給付金を申請したら、国勢調査に使われるというのは、個人情報の他目的利用というような気がするんですけども、総務省とかはオッケーなんですか。我々は、それを承認したことになっているのでしょうか。
- 企画課 前回も他目的利用のご質問があったかと思うんですけども。神戸市の個人情報保護条例上、審議会に意見を聴くことになっております。
- 委員 神戸市の条例の中で、そういうふうになっていたらオッケーなんですか。
- 委員 私も、若干の違和感を感じない訳ではなくて。
- 委員 それは、神戸市はオッケーなんですか。
- 企画課 神戸市が所有する行政情報と考えています。
- 委員 何に使っても構わないのでしょうか。
- 事務局 補足いたしますと、条例第9条第1項第4号に目的外利用につきまして、個人情報保護審議会に意見を聴いて特に公益性が高いと認められる場合と言う形で記載されております。諮問されている内容をご審議いただいて、公益に資するというご判断のなかで、お認め頂くという、そういう流れになってございます。市の保有する個人情報を自由に使えるというものではなくて、公益性が求められるという、そういう視点がございますので、その観点からご審議賜るということになってございます。
- 委員 国勢調査の結果は、我々の行政の基礎データになりますので、正確性を期する必要性が高いと、そこで公益性が高いかどうかという判断になるかと思うんですけども。
- 委員 世帯番号とか、住記個人番号とかも必要ということなんですか。

- 企 画 課 そうです。他の情報と結び付けて、総合的な判断ができるということです。
- 委 員 員 目的は国勢調査ですよ。
- 企 画 課 そうです。
- 委 員 員 世帯番号、住記個人番号とかは、どういう意味があるんでしょうか。
- 企 画 課 国勢調査におきまして、最後、調査票を審査するのですが、その内容について、例えば、一部、記入漏れがあったりした場合には住民基本台帳のデータで補記するということが国の方から示されていますので、住民基本台帳のデータと結び付ける情報がある方がより審査がし易いからです。
- 委 員 員 記入不備の時の補記ということですね。
- 委 員 員 国勢調査に個人番号を書く欄はないんですよ。
- 企 画 課 はい。
- 委 員 員 住所も書かないといけないんでしょうか。
- 企 画 課 はい。
- 委 員 員 それをもって照らし合わせているんだけど、書いていない人や書いてこなかった人について、こういう番号からとって、情報を書こうと。
- 企 画 課 住民基本台帳を見ながら調査票の、例えば名前が一致する、生年月日が一致する方で、例えばその他の情報が埋まっていないもので、住民基本台帳から埋めれるものは我々が審査の中で補記したりします。それによって調査の精度を確保しているということでございます。
- 委 員 員 国勢調査の調査員を3度ほどしたことがあります、それと、市役所で調査員が集めたものを検査するという役をしたことがあるんですけども、通常は封入されたものは明けてはいけないんですけども、市役所で作業をする担当になったときは、開けるんです。その時に、本当に愕然とするのは、書いていないようなことがあったり、でたらめみたいな、これどうもおかしいというのがあったりするんですけども。そのとき市役所の職員が、どこからか調べてきて、補記されるんです。それをどこから見てこられて、

データをお持ちなんだなと思って、そういうことから見ると、日本全国で、一部の人が、内容が不確かな、ちゃんと書かないということは、統計学によると、ちゃんとした結果が出ないことになって、それはこれからの政策とかに支障があることは確実なことなので、特別給付金は国がしたことなので、このデータを活用することは、悪くはない。むしろ、不正、国勢調査というものを、これは総務省統計局が、こう書いてほしいと言っているものですし、罰金の制度もあるので、特別給付金制度を利用して、正しい統計をとるといふ国の政策に助かるのであれば、活用されてもいいと思います。

○委員 活用されればいいと思うんですけども、特別定額給付金をするときに、住基は確認していますよね。チェックしているんですよね。

○企画課 住民基本台帳がある方に申請書を送付しています。

○委員 ですよね。仮に記載が台帳とずれていても、申請を受け付ける段階でどっちが正しいかどうかやっているんじゃないですか。この情報を取ることによって、補記するような情報が出てくるのかというところが、しっかりこないんですけども。

○企画課 この情報で、補記するというよりも、むしろ居住実態の確認の補完的に他の情報も見て総合的に使えるということが1点と、先ほど申しましたが、郵送はしたけれども届かなかったというケースであれば、例えば、住民票は置いているけれども住んでいない、という可能性にもなります。そこで、例えば、水道情報でも水道の利用がないということであれば、ますます住んでいない確率が上がると、ということで、より、居住の実態の判断として、精度が上がるのではないかと考えています。

○委員 ということは、住民基本台帳では把握できない情報が出てきたということでしょうか。

○企画課 そうです。住民基本台帳も基本的には居住されていると、少なくとも住まわられていることは確認できている。だけれども、何人住んでいるのかが分からない、というような場合について、行政情報をもって、こちらで審査の時に補記することができると。住民基本台帳も含めて、補記することができるようになっています。ですので、全く住まわれていないところについては、後ほど、住民基本台帳で補記することはないです。

○委員 それは、いないという情報で、国勢調査に回答するということになるんでしょうか。

- 企画課 そうい判断にも使えるということです。
- 委員 返ってきた人の場合は。何か新たな情報はあるんですか。
- 企画課 返ってきたからといって必ず居住しているとは限りませんが。少なくとも居住している可能性が高い、という判断に使えるのではないかと。
- 委員 だから、何も関係ないですよ。住民基本台帳のとおり書けば。それと合っていれば良い訳ですから。プラスの情報は何もない訳ですよ。返ってこなかったという情報が意味はあるということは分かりましたけれども。返ってきた人、申請した人についての情報を取ることに意味はあるのか。何も新しい情報は加わらないのではないかとと思うんですけれども。
- 企画課 最初に申し上げた調査員が、調査区要図という地図を見て、世帯を回って調査票を配布していくのですが、必ずしも全ての住民基本台帳がある方の調査票が紐づいている訳ではないので、配られていない可能性もある。いわゆる配布漏れという可能性もあります。そういうケースで、今回給付金の申請があった方で調査員が調査票を配布していない方、というのがあれば、それは調査票の配布漏れになって、調査対象漏れになりますので、漏れを防ぐという点で使えると思っています。
- 委員 住民基本台帳法に基づいて、申請書を送っているのですから、住民基本台帳と調査票の数が違えば、配布漏れがあるということはすぐに分かるのではないのでしょうか。
- 企画課 調査票の配布先が、住民基本台帳に基づいて配布しておりませんので。
- 委員 そうなんですか。
- 企画課 国勢調査の配布は実態を把握するということで、住民基本台帳の登録とはまた別の調査ですので、調査員は住民基本台帳の情報も持っていませんので、自分の足で現地を回って、家があるところに配布する。そこに住民基本台帳があるかないかは分からない。
- 委員 だけど、申請書は住民基本台帳に基づいて送る訳ですよ。
- 企画課 はい。

- 委員 住民基本台帳を基に配っているのだから、返ってきたものの差分データをここに反映させればいいだけであって、個人情報をわざわざここに乗せなくていいという話ですよ。元データを基にして、配って、返ってきた訳ですよ。その元データから、返ってきた分の統計処理をしたら、ここで基本台帳の中で、何人、誰にどう払ったか、というデータは出てくるんですよ、それをもらえばいいんじゃないの、という話ですよ。
- 委員 元データが、基本台帳を基にしていないというのが、出発点みたいなので。
- 委員 それは、国勢調査の方ですよ。国勢調査の方は誤差分を埋めるために、今回の新たな諮問をしようとしているので、その誤差分を埋めるための元データというのは、住民基本台帳から配られた給付金があって、それで、給付金を支払ったという統計データを持っていれば、ここの統計データをここに反映させればいいだけじゃない、という話ですよ。
- 企画課 単純に人数だけの話ではないので。
- 委員 それは分かるんですけども。人数じゃなくて、基本台帳といるいないのフラグのデータだけを、ここに乗せればいいのであって、こんなに細かい情報まで、乗せなくてもいいんじゃないかと。
- 企画課 いるいないのフラグを立てるために、消込みをするためには個人情報がないと。
- 委員 ここに基本台帳がないそうなので。
- 委員 国勢調査の方には基本台帳がないからそういうことになる。
- 委員 基本台帳がない仕組みになっている。
- 委員 何でないんでしょうかね。何のための基本台帳かなと思ってしまう。でもそれはしょうがないですね。
- 委員 それに頼るとそれに固定されるから。フラットにやりたいのかなど。何か変な話ですよ。住民基本台帳でやるとおかしくなるから、実態で行きましようと言っているのに、調べられないからあるものを使いましようと言うのが。何か堂々巡りですよ。
- 委員 他にいかがでしょうか。

○委員　ご質問等がないようですので、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用についてですが、統計法に基づく国勢調査の実施にあたり、調査対象を捕捉できない事例に対処するため、福祉局政策課が保有する特別定額給付金申請情報を利用することは、調査対象の正確な捕捉や調査票の記入不備箇所の補記等が可能となり、さらなる調査精度の向上を図ることが期待され、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④神戸市マイナンバーカード予約・交付システムの構築について

企画調整局情報化戦略部から、神戸市マイナンバーカード予約・交付システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員　ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

（質問等なし）

○委員　よろしいでしょうか。

○委員　この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市マイナンバーカード予約・交付システムの構築についてですが、神戸市マイナンバーカード受付サテライトを 4 か所に拡充することに伴い、マイナンバーカード予約・受付システムを構築し、市民によるパソコン等からの申請窓口の予約や、職員による交付状況の管理等を可能とすることは、マイナンバーカードの円滑な交付に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤食品衛生申請等システムの導入について

健康局生活衛生課から、食品衛生申請等システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員　ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員　8 ページの図の中のどこを審議することになるのでしょうか。



- 生活衛生課 システムを導入して、諮問書の 2 ページから 4 ページに記載している個人情報等を扱うということです。
- 委 員 8 ページのクラウド内のシステムは既存のシステムではなくて、神戸市が新たに作るシステムでしょうか。
- 生活衛生課 そうではなくて、このシステムは厚生労働省が整備したシステムです。
- 委 員 それに接続するところを、今、審議したらいいのでしょうか。要は、このシステムがどうのこうのではなくて、このシステムがありますよと、それに今まで、接続されていなかったから、市民とか事業者がインターネット経由して SSL を使って、使えますよというところを、今回審議するというのでしょうか。
- 生活衛生課 はい。法改正に合わせて、厚生労働省が新たに整備したシステムを全国一律に導入しようと。神戸市においても、導入するということです。
- 委 員 分かりました。このシステムの中は、どうのという訳ではないんですね。
- 生活衛生課 そうですね。我々がいじれる中身ではなくて、厚生労働省が一括調達して、運用保守を行うというものになります。
- 委 員 そういう意味で言うと、システム上の保護のところの本システムのサーバというのは、厚生労働省とは別に、ハードウェアは神戸市が整備するのでしょうか。
- 生活衛生課 いいえ。ハードにつきましては、神戸市が整備することはありません。
- 委 員 仮想 PC とか、データ公開用ストレージというのはどちらのものなんでしょうか。
- 生活衛生課 厚生労働省で整備いたしますので、実際の運用保守は事業者が行うことになります。
- 委 員 この書類を見るときに、厚生労働省が置いているものを、神戸市が保証すべきということを書くものなんでしょうか。システム上の保護というときに、神戸市個人情報保護条例等に基づき、以下の通り厳格に対処する、とありますが、厚生労働省の管轄の部分を神戸市が、記載しておくべきものでしょうか。

か。

○事務局 8ページの図で言いますと、左側の下に神戸市の本庁なり保健所なりに対して、このシステムにセキュアな状態でログインし、データを管理し、閲覧なり利用していくというところですので、厚生労働省が作りましたシステムに対して、情報セキュリティポリシーに基づいて、適切に通信をしていくというところが責任範囲ということになります。

○委員 そこと通信をしていくということですよ。

○事務局 その通りです。

○委員 分かりました。

○委員 それでは、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。食品衛生申請等システムの導入についてですが、医療・介護データ等を連結して解析するため、厚生労働省が構築した食品衛生申請等システムを導入し、食品等事業者の営業許可等の申請手続きや、食品等の自主回収情報の一元管理をすることは、事業者の申請手続きの効率化が図れるとともに、厚生労働省及び自治体間で迅速に情報共有が図れることから、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

#### ⑥神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について

健康局予防衛生課から、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 16ページの図なんですけど、今回審議するのは、どこの範囲なのでしょうか。

○家庭支援課 全部です。

○委員 そのうえで、この図は非常に見づらくて、ハードウェアとデータの流れと業務が同じクラスで書かれているので、このシステム図は業者が書かれたのかもしれませんが、書き直した方が良いのではないのでしょうか。例えば、デ

ータの流れは分かりやすいのですが、上のウェブサービスのデータから赤い②、③、⑦が入出力で、下の行政事務センターに入るんですけども、これは、BSN アイネットというシステムから、業者に入ってきている。これはどこのシステムに入るのかなと、下の行政事務センターを見ると、四角で書かれているのが、個々のシステムがやっていることですよね。データ照合とか、振込データとか、これがどこのサーバとかどこの計算機に入っているのかがさっぱり分からない。

- 家庭支援課 独立した基幹系のパソコンの中で、こちらの方が処理をして。
- 委員 それはいいんですけども、この図からすると、システム図からすると分からない。データの流れは非常によく分かるように書いてあるのですが、我々から見ると非常に見づらい図になっています。多分、間違っただけではないんですけども、書き直された方が良くないかなというコメントです。ここの流れはよく分からないです。それから、もう一つなんですけど、ひとり親の方に定期券を補助するという業務に対して、データ数が非常に多すぎるような気がします。とりあえず、データを集めようという印象がありまして、何でそういう印象を持ったかという、例えば、福祉個人番号があって、世帯番号、世帯員番号がありますと。この3つは必要なんですか。個人を特定する、親と子どもを紐づけるために、この3つのデータはいるのかなということが疑問です。目的は、親と子どもを紐づけて、その人が受給する資格があるのかどうかを求めるだけということであれば、福祉個人番号と世帯番号だけで良いのではないのでしょうか。
- 家庭支援課 生活保護の情報とか、児童扶養手当の情報は、福祉個人番号を持ち合わせているんですけども、医療の方の情報については、個人番号を持ち合わせていないので、3つの情報の結合をするというところでは、それぞれの番号があって、個人を特定するという必要最小限の情報として、収集させていただきたいと思っています。
- 委員 これは、事業に関係があるのでしょうか。
- 家庭支援課 ひろ親家庭等医療費受給者も対象としております。
- 委員 ひろ親ではなくて、両親がいても医療費受給者は対象なんですか。
- 家庭支援課 いいえ。ひとり親が対象なんですけども、ひとり親医療の受給者証は別のシステムになっていますので、同じ福祉個人番号を持っているわけではなく、別々のシステムになりますので、個人を特定しようとするときに、デー

タとしては、必要と考えております。

- 委員 受給できる条件としては、ひとり親という条件だけではなくて、ひとり親プラス医療費受給という条件があると。
- 家庭支援課 はい。
- 委員 分かりました。8ページの学校からの通学日数証明書の写しとか、続柄が親と子どもの両方にあるんですが、それは、必要と判断されているのでしょうか。
- 家庭支援課 はい。例えば、通信制の学校に通っていたら、普通であれば、通学定期券を買うという認識はないんですけども、今、通信制でも毎日通う通信制がありまして、学校から通学日数を証明していただいて、この方は通学定期を買うに足りる日数を通学しているんですよということを教えていただいたら、通信制の方も対象にしたいという思いから、そのようにしています。
- 委員 条件が沢山あるので、これだけの情報が。受給するだけで、出す方も大変ですし、受け付ける方も大変ですから。分かりました。システム図のところだけコメントです。
- 委員 他にご質問はございますでしょうか。
- 委員 特にご質問がございませでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。ひとり親家庭の高校生等が購入した通学定期券の購入費の補助事業を実施するにあたり、申請者の資格要件を確認するため、ひとり親家庭等医療費助成の受給者情報等を利用すること、また、電子申請受付システムを構築し、インターネットを利用した申請を可能とすることは、迅速な審査及び支給や、手続きの簡素化が図られ、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について

こども家庭局幼保事業課から、子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）及び条例第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 文言の問題かもしれません。保護の話について、8ページの図で、どういう情報をどういうふうに扱うかということは分かるのですが、7ページのところの、括弧3の外部委託に係る情報の保護の書き方なんですが、一番最後に厳格に管理すると書かれていますが、これは、神戸市が、という意味でしょうか。その前の、漏洩防止措置を施すなど、とありますが、施すのも神戸市でしょうか。それとも、行政事務センターに施させるのでしょうか。厳格に管理させるのでしょうか。それとも、そういうことをさせることによって厳格に管理するのでしょうか。それと同じ観点ですが、電子申請サービス提供事業者にかかる情報の保護について、サービスを利用するにあたって、個人情報情報を厳格に管理するとありますが、誰が何を管理するのかがよく分からない。サービス提供事業者に何かを担保させるのか、利用する側がこれだけ気を付けるのかということが良く分からない。ここははっきりさせた方がいいと思います。中身はだいたい想像がつくのですが、この日本語は結構あいまいかなと思います。
- 幼保事業課 委員ご指摘のとおり、実際はそれぞれの事業者に、契約を結ぶ中で厳格に対処させる、ということで運用していきたいと思います。
- 委員 どちらかというと、させる、ですよ。それによって担保するという話ですよ。
- 幼保事業課 はい。
- 委員 他にご質問はございませんか。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築についてですが、幼児教育・保育の無償化事業の対象である「子育てのための施設等利用給付」の認定申請にあたり、電子申請システムを構築して、インターネットを利用した申請受付を行うこと、本人確認のためマイナンバーカードを用いた電子証明書を活用することは、市民の利便性の向上に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧保育所等の入所申込手続き相談におけるスマートフォン等を活用した映像通話システムの導入について

こども家庭局幼保事業課から、保育所等の入所申込手続き相談におけるスマートフォン等を活用した映像通話システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 24 時間でデータが消えるということですが、このような記録はとらないのでしょうか。システム上ではなくて、業務として。質問があれば、このような質問がありましたということ。
- 幼保事業課 全て取るかというとなれなんですけれども、後々対応しないといけない部分は記録に残して、それ以後の対応にも活用できるように区役所で対応させていただく形になると思います。
- 委員 それは、今回対象外なのでしょうか。
- 幼保事業課 それにつきましては、通常の業務でも、窓口であったり、電話相談についても同じような取扱いになるのかなと。
- 委員 今回の審議の対象外となる理解でよいでしょうか。
- 幼保事業課 電子計算機処理の部分についてとなると、その前段階の部分になるかと思っています。
- 委員 相談した映像データがあって、そこから先は手で書くということになるのでしょうか。
- 幼保事業課 そこから先の話は、通常の相談内容と同じような取扱いになるかと考えています。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。保育所等の入所申込手続き相談におけるスマートフォン等を活用した映像通話システムの導入についてですが、保育所等の入所申込手続きに係る制度説明、申請書の書き方、必要な添付書類等の相談等を、スマートフォン等を活用した映像システムを導入して、区の職員が画像データを活用しながら説明を行うことは、新型コロナウイルス対策として有効であり、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑨電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について

建設局下水道部計画課から、電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

（質問等なし）

○委員 ご質問はございませんでしょうか。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力についてですが、神戸市下水道条例に基づく、排水管理報告書の徴収にあたり、兵庫県電子申請共同運営システムを活用し、個人事業主情報等の個人情報を取扱うことは、個人事業主等の申請手続きに係る利便性が向上するため、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑩神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳システムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課から、神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

（質問等なし）

○委員 ご質問はございませんか。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳システムの導入についてですが、人工内耳システムを導入し、人工内耳を装着している患者に対してリモートによる聞こえ具合の評価や医師等による医療機器のリモートによる電氣的、機械的調整が可能となり、患者の来院に伴う負担軽減等が図られ、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底さ

れる予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたい  
と思います。

○委員 本日、審議いたしました 14 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方  
向性については妥当であるとの結論が出ていますので、文言等の調整は、  
私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

## (2) その他

### ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について(報告)

部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 この度、マイナンバーを含む特定個人情報を取扱う事務について、全項目  
評価書の変更に伴うもの 3 件と、特定個人情報保護評価に関する規則第 15  
条及び特定個人情報保護指針に基づく、前回の評価から 5 年経過の評価の  
再実施を行おうとするもの 7 件、計 10 件について、8 月 7 日に点検部会を  
開催し、審議しました。審議の結果、点検部会としましては、いずれの評  
価書におきましても「妥当」と判断いたしました。なお、答申書はお手元  
にお配りしておりますので、後ほどご覧ください。以上で、点検部会の報  
告を終わります。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

### ②処理システムへの情報項目の追加について(報告)

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1  
項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

○委員 それでは、これもちまして、第 102 回神戸市個人情報保護審議会を終わ  
ります。ありがとうございました。